

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会の公開の取扱いについて

1 公開の基準

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会の会議は、京都市市民参加推進条例第7条第1項に基づき公開する。

2 公開の方法

- (1) 会場に傍聴者席及び記者席を設ける。
- (2) 会議資料は、傍聴者及び記者の全員に配布する。(ただし、個人情報に係るものを除く。)
- (3) 会場に傍聴者意見票を備え、会議終了後、これを回収する。
- (4) 会長は、会議の公正かつ円滑な運営を進めるため、必要と認める場合は、傍聴者に退場を命じることができる。

3 公開の周知

会議の開催ごとに広報発表を行い、会議の開催及び公開の周知文書を市役所、各区役所、支所等の窓口 to 各20から30部程度を備える。

4 公開の定員

- (1) 傍聴者の定員は、30名程度(ただし、会場の都合により変動)とし、傍聴希望者には、会議の開催会場において、会議開始1時間前から30分間整理券を配布する。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、傍聴希望者全員による抽選によって傍聴者を決定する。

5 会議における遵守事項

- (1) 傍聴者が、会議中の質問、発言及び会議の公正かつ円滑な運営を妨げる行為等を行うことを禁止する。
- (2) 傍聴者が、会長の許可なく、会場内で写真撮影及び録音を行うことを禁止する。
- (3) 傍聴者は、退場を命じられたときは、速やかに退場する。

6 その他

- (1) この取扱い以外に、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。
- (2) この取扱いは、平成15年8月11日から実施する。

平成 15 年度第 1 回京都市民長寿すこやかプラン

推進協議会傍聴者意見票

御芳名

御意見・御質問等